

令和5年度 福津市障がい者虐待防止研修 成年後見制度について

福岡県弁護士会 高齢者・障害者委員会

障害者の権利擁護に関するWG

弁護士 小出 真実

内容

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の職務について

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

4 成年後見制度利用手続きの流れについて

1 成年後見制度の概要

- ◆認知症・知的障がい者・精神障がいのある方などが対象
- ◆かかる精神上的の障害により判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思表示が困難な人について、成年後見人等を選任し、本人を法的に保護し、支えるための法制度

1 成年後見制度の概要

- H12民法改正（成年後見制度の導入）

←高齢者・障がい者に対する福祉政策の転換

◎社会福祉基礎構造改革（「措置」（行政）から「契約」（民間）へ）

ア 従来の制度

措置制度を中心にした福祉サービスの提供方式。

イ 新しい制度

事業者と利用者の契約に基づく福祉サービス利用方式に転換。

- 高齢者福祉サービス→介護保険制度（H12.4～）
- 障がい者福祉サービス→障害者自立支援費制度（H15～）

1 成年後見制度の概要

H28 成年後見制度利用促進法成立

H29 第一期成年後見制度利用促進計画（閣議決定）

R4 第二期成年後見制度利用促進基本計画（閣議決定）

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること
※親族 20%
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施
（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化(都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等)により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備(整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%)
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定(策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%)
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(都道府県が育成方針策定) ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

1 成年後見制度の概要

後見事務の在り方に関わる最新の動向

◎本人の主観的意思・意向よりも本人の保護（財産保全を中心とした客観的利益、合理性）が重視されていたことへの反省

◎意思決定支援と身上監護（保護）を重視する方針の明確化

1 成年後見制度の概要

「任意後見」と「法定後見」

- ・任意後見は、判断能力が衰える前に自ら後見人を選任する制度

→事前に後見人候補者と任意後見契約を締結し、公正証書を作成。判断能力低下時に後見人候補者が家裁に申立てをし、後見監督人を選任する仕組み。

- ・法定後見は、判断能力が衰えた後に裁判所が後見人を選任する制度

1 成年後見 制度の概要

- 後見制度の類型について

法定後見制度
(3 類型)

区分	対象者	援助者
後見	判断能力が欠けている常況にある方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	任意後見契約を締結した後に判断能力が不十分となった方	本人が選任した任意後見人+任意後見監督人

1 成年後見 制度の概要

- 後見制度の類型と開始手続について

法定後見制度
(3 類型)

区分	申立権者	開始審判についての本人同意
後見	本人、配偶者、四親等内親族、検察官、任意後見受任者、後見監督人、市町村長	不要
保佐	〃	不要
補助	〃	必要
任意後見		本人が選任した任意後見人+任意後見監督人

1 成年後見制度の概要

- 後見制度の類型と同意権・取消権

<保佐>
代理権付与の審判
(本人の同意が必要)

<補助>
同意権付与の審判
(本人の同意が必要)
代理権付与の審判
(本人の同意が必要)

区分	同意又は取り消すことができる行為	代理することができる行為
後見	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為
保佐	借金、相続の承認、訴訟、新築や増改築など裁判所が定める行為（民法13条①）	申立てにより裁判所が定める行為
補助	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
任意後見	—	代理権を与えられた行為

1 成年後見制度の概要

後見制度の類型について

ア 【後見】

病症としては認知症の重度、統合失調症などのために意思疎通が困難で財産管理を自分で行うことができない（誰かに代わってやってもらわなければならない）状態

→日常生活上の行為以外については、すべての法律行為について代理権をもち、また本人がした法律上の行為を取り消すことができる

1 成年後見制度の概要

後見制度の類型について

イ 【保佐】

- 一人暮らしは不可能ではないが、不動産の売却など重要な法的判断ができない状態。
- 財産を管理することについては誰かに援助してもらうことが必要（援助してもらえばできる）という場合。

→重要な法律上の行為について事前に同意する権利と取消権がある
本人の同意をえて、必要な範囲の代理権が付与される

1 成年後見制度の概要

後見制度の類型について

ウ 【補助】

- 一人暮らしは可能であるが、消費者被害に合いやすいなど第三者のアドバイスを受けた方がよいような状態。
- 財産管理について大体は自分でできるが難しいことになる場合と援助が必要と言う場合。

→本人の同意を得て、必要な範囲の同意権・取消権や代理権が付与される

1 成年後見 制度の概要

- ・ 成年後見制度の利用者数

※最高裁成年後見関係事件の概況（R4年度）

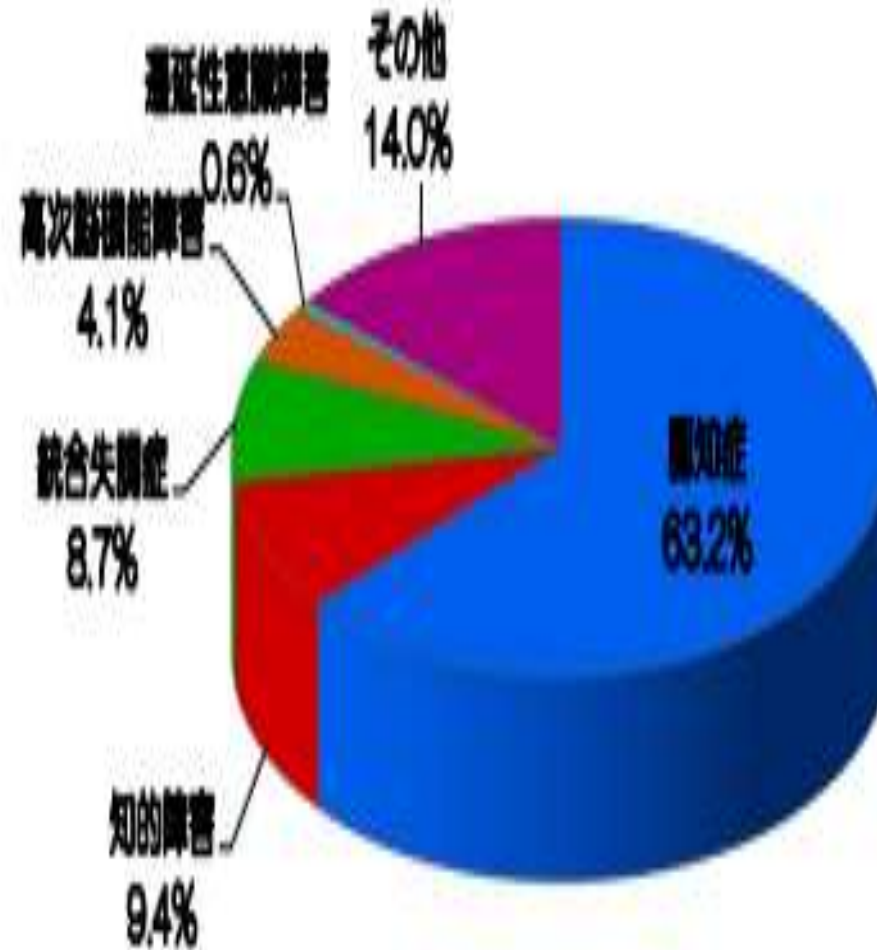
（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



1 成年後見 制度の概要

- ・ 成年後見制度の開始原因割合

※最高裁成年後見関係事件の概況（R4年度）



1 成年後見制度の概要

成年後見制度の利用に至る動機

①財産管理に課題があるタイプ

自ら財産を管理することが不可能又は困難なケース

- ・ 金融機関での入出金が一人ではできない
- ・ 水光熱費や亡くなった親宛てに請求がきている固定資産税の支払いができていない
- ・ 自宅に訪問した業者にすすめられるままに、繰り返し屋根瓦の修繕契約を依頼してしまう
- ・ 年金を受け取ったとたんに、スロットをするなど無計画に使ってしまう

1 成年後見制度の概要

成年後見制度の利用に至る動機

②身上監護に課題があるタイプ

- ・ 医療、介護、福祉サービスの利用が必要な状態にあるが、入院や入所契約ができない（セルフネグレクトの事例）
- ・ 身寄りがいないため、早期の施設入所を求められる
- ・ 入院中の医療機関や入所中の施設から後見人を立てるよう求められる

1 成年後見制度の概要

成年後見制度の利用に至る動機

③虐待事例

虐待や権利侵害に気が付かない、あるいは気が付いても対抗できない場合

- ・ 家族が、金融機関での出金ができない本人の口座を管理しており、本人がグループホームで生活するようになっても通帳を渡してくれなかった、今後も家族から本人にお金の無心があるかもしれない
- ・ 闇金業者に口座を売買し、口座の凍結を受けてしまい新たな口座も開設できない
- ・ 家族が、本人に必要な医療費や介護サービス費を支払わずに費消してしまっている

1 成年後見制度の概要

成年後見制度の利用に至る動機

④親亡き後の事例

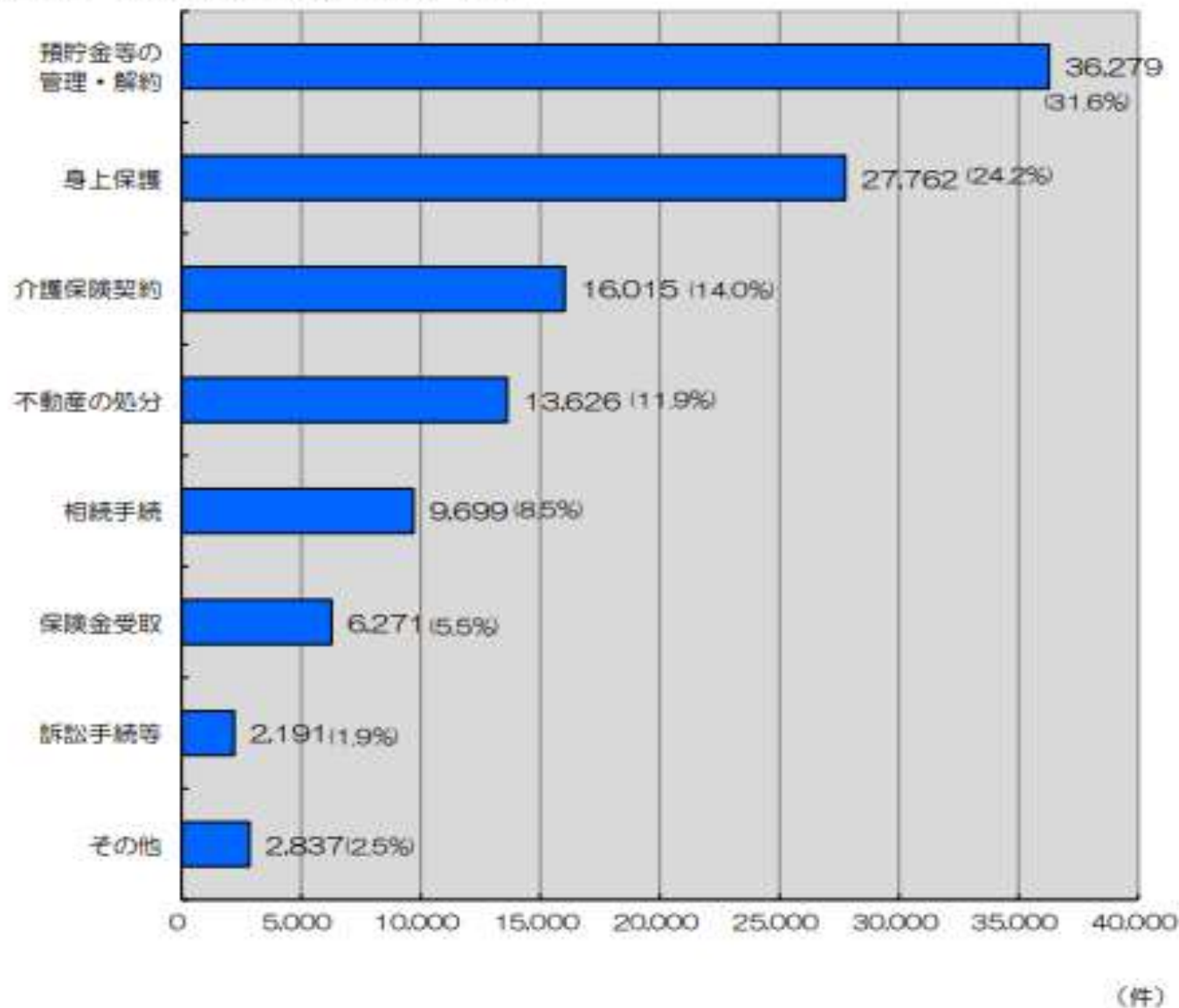
- ・ 知的障害のある方を支援する親が高齢となり、親以外の支援者が必要となる

1 成年後見 制度の概要

- 成年後見制度の利用に至る動機

※最高裁成年後見関係事件の概況（R4年度）によれば①預貯金の管理・解約②身上保護③介護保険契約の順に多い状況

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



内容

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の職務について

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

4 成年後見制度利用手続きの流れについて

2 成年後見人等の職務について

(1) 責務－本人意思尊重義務・身上配慮義務等

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮する義務

◎健康状態の把握

◎生活状況の把握

⇒必要な身上監護、金銭管理を行う

意思決定支援も

H30 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドライン

R2 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

一人本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現する

2 成年後見人等の職務について

(2) 身上監護事務（身上保護）

本人の生活、治療、介護に関する法律行為を行い、本人の日常生活上の支援全般を行う

- ◎賃貸借契約の締結等住居の確保
- ◎障害者総合支援法上の支給決定の申請及び異議申立て
- ◎介護保険法上の要介護認定の申請及び異議申立て
- ◎医療、入院契約の締結・変更・解除・費用の支払
- ◎介護契約の締結・変更・解除・費用の支払
- ◎施設入所契約その他福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除・費用の支払
- ◎行政手続き

2 成年後見人等の職務について

(3) 財産管理事務

本人の財産を適正に管理・処分する

- ◎預貯金通帳の保管
- ◎保険金、年金、障害手当金、家賃等の受領
- ◎必要な物品等の購入
- ◎公租公課、水道光熱費の支払
- ◎動産及び不動産の保存・管理・処分等
- ◎金融機関、証券会社、保険会社との取引等
- ◎相続、遺産分割、遺留分侵害額請求等
- ◎訴訟行為

2 成年後見人等の職務について

(4) 後見人等が行えないこと（あるいはその必要がないこと）

- ①本人の日用品の購入に対する同意・取消
- ②居住する場所の指定
- ③現場での実際の介護（事実行為）

<実務的にしばしば問題となること>

- ④身元保証人となること（求償における利益相反／職業的後見）
- ⑤手術等への同意（いわゆる医療同意の問題）
- ⑥本人の財産を親族等に贈与・貸与すること（ただし例外あり）

2 成年後見人等の職務について

(5) 成年後見人等の職務の適正確保

- ・ ・ ・ 家庭裁判所（+後見監督人）の監督のもと行う仕組み
- 後見人等→家庭裁判所への相談・家庭裁判所への定期報告

(提出書類)

- ・ 後見事務（身上監護・財産管理）報告書／財産目録の作成
／定期収支表／収支計算表・通帳の写し／領収証等
- ・ その他刑事上の責任（業務上横領）、民事上の責任（損害賠償）が生じうる

内容

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の職務について

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

4 成年後見制度利用手続きの流れについて

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

- 虐待事例に対する措置、適切な権限行使の一つ－成年後見等の市町村申立て（通報等を受けた場合の措置）

障害者虐待防止法 9 条 3 項（成年後見の利用に向けた市町村長による審判請求）

市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

- ・ 障害者虐待対応状況調査－成年後見の利用（養護者による障害者虐待）

令和3年度 128人／2004人中

（うち市町村申立て 81人）

cf 日常生活自立支援援助の利用開始 48人

- ・ 「日常生活自立支援事業」：判断能力が十分ではない人が地域で自立して生活できるよう福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かりサービスを行う

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

成年後見人等によってできること

～身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待等への対応の一例

◎（措置解除後・退院後の）入所契約の締結等

◎本人の年金や財産を本人のために使われるようにする

（年金の入金先から本人の口座を確認し預貯金を管理する、通帳等の紛失処理により第三者の出金に制限をかける等）

◎返還請求や損害賠償請求等によって被害回復を求める

◎財産上の不当取引による被害の防止（法43条）など

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

成年後見人等によってできること

～日常生活自立支援事業との違い

- ・経済的虐待を法的に、永続的に防ぐことができる
- ・取消権の行使ができる

判断能力の低下等による消費者被害や本人にとって不利な取引を取り消すことができ、被害を回復できる（後見人等の選任がなければ、当然に取り消すこと等ができず民法や消費者契約法に基づく通常の被害回復手段（錯誤無効等）しかとれないため、被害回復が困難な場合がありうる）

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

<事例>

①精神障がいがある子に障害年金の収入があるが、本人の通帳を管理する家族から入院費が支払われず滞納が生じている。

→後見人を選任（後見人が口座を管理し、入院費等必要な支出を行う）

②同居している親が、知的障がいのある子にクレジットカードを作らせ、親が使用。子に多額の負債を負わせた。

→グループホームを利用し親子分離の上、保佐人を選任（保佐人がカード利用契約などの取消権等を行行使できるようにし再度の借入れ等を防止）

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

その他被害の防止策としての成年後見制度の利用促進

法 4 4 条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

※「財産上の不当取引」養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（法 4 3 条）

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

その他被害の防止策としての成年後見制度の利用促進

- R4年4月～障害者施設等の運営基準改正により、虐待の発生又は再発を防止するための措置が義務づけられている（努力義務からの変更）



- 障害者施設の運営についての重要事項に関する運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める必要がある

（具体例）

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- . . .

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

成年後見制度の利用支援とは

◎利用者の希望や必要に応じて、成年後見制度の利用支援を行う

◎希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行う

内容

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の職務について

3 障害者虐待対応と成年後見制度について

4 成年後見制度利用手続きの流れについて

4 手続の流れ

- 1) 相談・事前準備
- 2) 家庭裁判所への後見等開始審判の申立て・調査・審判
- 3) 後見等業務の開始
- 4) 後見等業務の終了

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

<後見等開始審判の申立て準備>

- 誰が申立をするか（①本人、②配偶者、③4親等内の親族、④他の種類の援助者、⑤監督者、⑥検察官、⑦市町村長（老人福祉法32条、知的障害福祉法27の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2））
- いずれの種類か
- 利用の目的と援助者に与えられる権限が一致しているか
- 成年後見人等候補者を誰とするか
- 審判前の保全処分等の検討

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

Q 市長村長申立ては、親族の申立てができない場合にしかできないのか？

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

- 親族が申立てを行う意向が確認できない場合でも市町村長申立ての実施は可能。
- 虐待等の緊急事案においては省略することができる（緊急性・状況悪化等のおそれ）。
- ただし、他のキーパーソンが明らかになった場合や申立後の支援を考慮するにあたり調査を実施したほうがよいと判断した場合には、実施することがある。

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

**Q 親族の同意を得ずに市町村長申立てをすすめてよい
か**

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

- 制度利用に対する親族の同意は要件とはされていないため、親族の同意が得られないとしても、申立は可能。
- ただし、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点で調査を行うことはある。

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

<申立てに必要な書類を収集>

- 本人情報シート（本人を支援する福祉担当者による作成）
- 診断書（医師が作成）（療育手帳の交付がある場合など不要となる場合もあり）
- 財産目録
- 収支報告書
- 親族同意書
- 本人の戸籍謄本、住民票の取得等

4 手続の流れ

1) 相談・事前準備

★成年後見制度の利用や申立てについての相談窓口

- 市区町村の窓口、中核機関
- 基幹相談支援センター（高齢者の方は各市町村の地域包括支援センター）
- 社会福祉協議会
- 成年後見制度に関わる専門職団体（弁護士会（あいゆう）、司法書士会（リーガルサポート福岡支部）、社会福祉士会（ぱあとなあ福岡）等）

★手続案内・申立先

- 家庭裁判所、家庭裁判所ホームページ（「後見ポータルサイト」）

4 手続の流れ

2) 申立て等

<申立て費用>

- 申立て手数料・登記手数料 3 4 0 0 円～5 0 0 0 円
- 切手代 3 4 8 0 円～4 4 8 0 円
- (鑑定費用 5 万円～1 0 万円)
- 本人の戸籍謄本・住民票など書類取得にかかる費用

* 申立てを依頼した際にかかる弁護士費用 1 0 万 8 0 0 0 円 (法テラス) ～

4 手続の流れ

2) 申立て等

<後見人選任時の考慮事項（民法843条4項等）>

成年被後見人の心身の状態、生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見、その他一切の事情

＊ 申立書に親族等後見人等候補者の記載がある場合でも、

ア 専門職後見人

イ 親族後見人＋後見制度支援信託

ウ 親族後見人＋後見監督人

エ 複数後見（財産管理を弁護士等の専門職後見人に、身上監護を親族もしくは社会福祉士等の専門家になど）が選任されることがありうる

4 手続の流れ

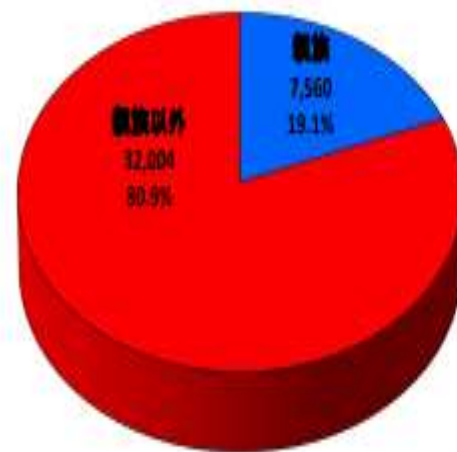
2) 申立て等

成年後見人等と本人との関係

※最高裁成年後見関係事件の概況
(R4 年度)

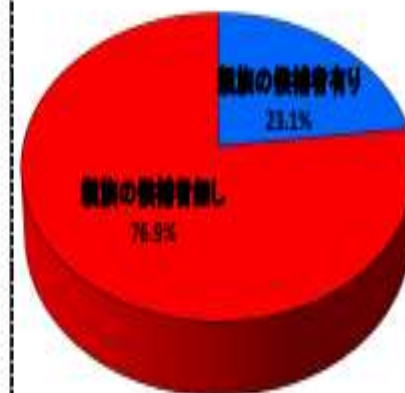
(資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別



(参考資料) 成年後見人等の候補者について

○ 令和4年1月から12月までに審判で終了した、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約23.1%である。

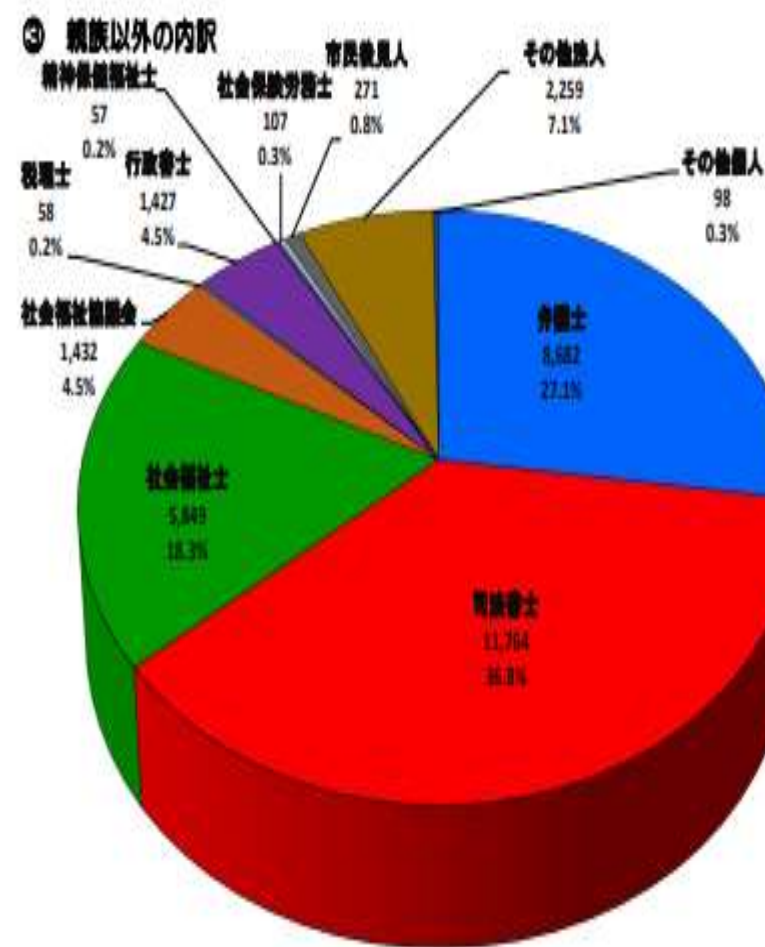


4 手続の流れ

2) 申立て等

成年後見人等のうち親族以外の内訳

※最高裁成年後見関係事件の概況
(R4年度)



4 手続の流れ

2) 申立て等

* 専門職後見人が選任される場合

- 親族に適当な候補者がいない場合
- 当該親族後見人について他の親族から反対意見のある場合
- 紛争が生ずるおそれがある場合（遺産分割、交通事故等）
- 当該候補者親族に財産侵害の可能性がある場合

4 手続の流れ

3) 後見等業務の開始

- 収支計画等を立てる
- 生活状況等を把握し、身上監護、財産管理等を行う
- 1年に1回裁判所に定期報告
- 報酬請求

成年後見人が報酬請求をし、家庭裁判所が被後見人の財産状況や成年後見人の労力を勘案して報酬を決定する。

cf 成年後見利用支援事業による各市町村の申立て費用・報酬助成制度

(入所・入院中の場合～月1. 8万円、在宅の場合の上限額～月2. 8万円)

4 手続の流れ

4) 後見等業務の終了

- 家庭裁判所の許可を受けなければ辞任等ができない
 - * 正当な事由があれば辞任の許可申請と新たな後見人の選任の請求を行う
- 成年被後見人の死亡により終了→死後事務の問題（葬儀、納骨、相続財産の引継ぎ等）

最後に

- 成年後見制度の利用について本人や家族から相談を受けたり、相談が必要ではないかと思われたときには、ぜひ、相談窓口等への相談を助言下さい。
- ご清聴ありがとうございました。